入札公告の取消

令和７年９月18日
経理責任者　独立行政法人国立病院機構
高崎総合医療センター院長　小川　哲史
◎調達機関番号　597　◎所在地番号　10
○第 02806 号（№02806）

令和７年９月１日（号外政府調達第162号・20ページ）掲載の入札公告「医療機器調達（３品目）」の３件のうち、「①個人用透析装置・透析用水作製装置　一式、②超音波洗浄機　一式」の２件を取り消します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和７年９月18日
独立行政法人水資源機構契約職
副理事長　冨田　晋司
◎調達機関番号　563　◎所在地番号　11

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　豊川用水二期東部幹線併設水路伊川津工区工事
⑶　工事場所　愛知県田原市伊川津町鳥ノ子地内外
⑷　工事内容　入札説明書のとおり
⑸　工期　契約締結の翌日から1950日間
⑹　工事実施形態
①　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、企業の高度な技術力として「トンネル施工（トンネル工、トンネル工（内挿管））における品質確保に関する提案」及び「トンネル坑内（立坑除く）における作業員に対する安全対策に関する提案」を受け付け、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（標準型）の工事である。
②　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
③　総価契約単価合意方式の適用
⑷　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。
⑻　本方式の実施方式としては、
イ　単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。ロにおいて同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）
ロ　包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、①の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。
⑹　受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。
⑽　その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（水資源機構ホームページの「入札・契約情報／お知らせ」に記載）によるものとする。
④　本工事は、調査基準価格を下回る額の入札があり、低入札価格調査を実施した後、調査基準価格を下回る額で入札した者と契約を締結した場合は「低入札工事における出来高部分払方式」を適用する試行工事である。
⑤　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づく分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑥　本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、月単位の週休２日を達成するよう工事を実施する「週休２日制適用工事（発注者指定方式）」の試行工事である。
対象期間内において月単位の週休２日を確保した工事及び月単位の週休２日の確保に向けた企業の取組みが図られている工事について、工事成績評定の加点評価の対象とする。
詳細については、特記仕様書によるものとする。
⑦　本工事は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」の試行工事である。
⑧　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。
詳細については、特記仕様書によるものとする。
⑺　その他　本工事は、入札を電子入札システムによる方法、持参又は郵便による方法で行う電子・紙併用入札対象案件である（電子入札、紙入札はどちらか１つの方法で手続きを行うこと。）。

2　競争参加資格
次の⑴から⑺に掲げる条件を満たしている単体有資格業者（以下「単体」という。）、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）、事業協同組合又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であること。ただし、特定ＪＶにおいては、「競争参加者の資格に関する公示」（令和７年９月18日付け独立行政法人水資源機構理事長）に示すところにより、独立行政法人水資源機構理事長から「豊川用水二期東部幹線併設水路伊川津工区工事」に係る特定ＪＶとしての競争参加資格（以下「特定ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けている者であること。
⑴　建設工事有資格業者認定要領第２条の規定に該当しない者であること。
⑵　当機構における令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち土木一式工事の認定を受けていること。
⑶　当機構における一般競争（指名競争）参加資格業者のうち土木一式工事の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,250点以上であること。
⑷　本公告時に一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者についても、一般競争参加資格確認申請書及び一般競争参加資格確認資料（以下「確認申請書等」という。）を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていること。特定ＪＶとして参加する場合には、特定ＪＶとしての資格の認定を受けていない者についても、確認申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において、特定ＪＶとしての資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていること。
⑸　電子入札で参加する場合は、下記に掲げる条件を満たしている者であること。
①　一般財団法人日本建設情報総合センターと一般財団法人港湾空港総合技術センターが共同開発をした電子入札コアシステム対応認証局に対応しているＩＣカードを取得し、かつ、有効期限内であり、適正にシステムにログインできること。
②　電子入札システムに利用者登録をしていること。
⑹　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る再認定を受けていること。
（上記の再審査に係る認定を受けた者にあっては、再審査に係る認定の際に、客観点数が1,250点以上であること。）
⑺　経常ＪＶ、事業協同組合又は特定ＪＶとして確認申請書等を提出した場合、その構成員は、単体又は他の特定ＪＶの構成員として確認申請書等を提出することはできない。
⑻　入札説明書に記載する条件を満たす施工実績を有すること。